

答 申 第 8 0 号
(諮 問 第 8 3 号)

令和元年（2019年）10月17日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 31 年（2019 年）4 月 15 日付け鎌総第 115 号で諮問のあった下
記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）9 月 12 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会を設置したのは、『国土交通省、神奈川県、藤沢市、鎌倉市、J R 東日本（株）、独立行政法人都市再生機構、その他』前述のどこが設置したのかが分かる文書一式」について、実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）9 月 26 日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）9 月 12 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会を設置したのは、『国土交通省、神奈川県、藤沢市、鎌倉市、J R 東日本（株）、独立行政法人都市再生機構、その他』前述のどこが設置したのかが分かる文書一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）9 月 26 日付け鎌倉市指令深地第 27 号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）10 月 4 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）10 月 4 日付けで提出した審査請求書、同年 11 月 6 日付けで提出した反論書、平成 31 年（2019 年）1 月 7 日付けで提出した再反論書及び同年 2 月 26 日付けで提

出した再々反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 条例の趣旨からして、本件請求に対し、行政文書不存在と決定したことは不当である。

イ 過去に公開された村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会(以下「委員会」という。)等に関する文書を調査したところ、本件請求に係る文書は存在した。

ウ 実施機関は「平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務(その 1)委託」(以下「平成 19 年度業務委託」という。)について、受託者に契約どおりに業務を実施させておらず、不当である。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成 30 年(2018 年)10 月 26 日付けで提出された弁明書、同年 12 月 25 日付けで提出された再弁明書、平成 31 年(2019 年)2 月 14 日付けで提出された再々弁明書及び同年 8 月 19 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る対象文書の特定に当たり、実施機関が審査請求人と協議した中で、審査請求人は、平成 19 年度業務委託契約の締結前に、委員会の設置を決定したのは誰か、経緯等含め知りたいと述べていたところ、設置主体や経緯等が分かる文書としては、平成 19 年度又はその前の平成 18 年度に作成されたものが対象となるため、保存文書台帳を調査したところ、該当する文書は存在しなかったことから、不存在と決定した。
- (2) 本件請求対象文書が存在とする根拠として審査請求人が示した文書(以下「根拠文書」という。)は、平成 19 年度業務委託の報告書を抜粋した文書であるため、本件請求対象文書ではない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び再々反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書、再々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件請求対象文書は、委員会の設置主体を示す文書である。この文書について、実施機関は、審査請求人と請求対象文書の特定について協議する中で、平成19年度業務委託契約の締結前に作成された文書であって、過去に審査請求人の請求に対して公開した文書以外のものが本件請求の対象であると、対象の時期と範囲を特定している。

上記のとおり、本件請求対象文書を特定した上で、平成18年度及び平成19年度に作成された文書について保存文書台帳を確認したところ、該当する文書が存在しないとしていること、また、審査請求人が提示した根拠文書について、本件請求対象文書には該当しないとする実施機関の説明には、いずれも不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H 3 0 / 9 / 1 2	行政文書公開請求書が提出される
9 / 2 6	行政文書不存在決定通知書送付
1 0 / 4	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
1 0 / 2 6	処分庁が審査庁に弁明書を提出
1 1 / 6	審査請求人が審査庁に反論書を提出
1 2 / 2 5	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
3 1 / 1 / 7	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
2 / 1 4	処分庁が再々弁明書を提出
2 / 2 6	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
4 / 1 5	審査会に対し諮問
R 1 / 8 / 1 9	第 110 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
9 / 3 0	第 111 回審査会で審議
1 0 / 1 7	答申（答申第 80 号）